

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
フォローアップ計画書

(お台場海浜公園)

令和元年 11 月

東 京 都

目 次

1. 東京 2020 大会の正式名称	1
2. 東京 2020 大会の目的	1
3. 東京 2020 大会の概要	2
4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容	4
4.1 目的	4
4.2 内容	4
4.3 お台場海浜公園の計画の策定に至った経過	17
5. フォローアップ計画	19
5.1 自然との触れ合い活動の場	19
5.2 史跡・文化財	21
5.3 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況	22
5.4 フォローアップ報告書の提出時期	22
6. フォローアップの実施者	25
7. その他	25
7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業につ いての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過	25
7.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合に あっては、その委託を受けた者の氏名及び住所	25

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、平成27年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

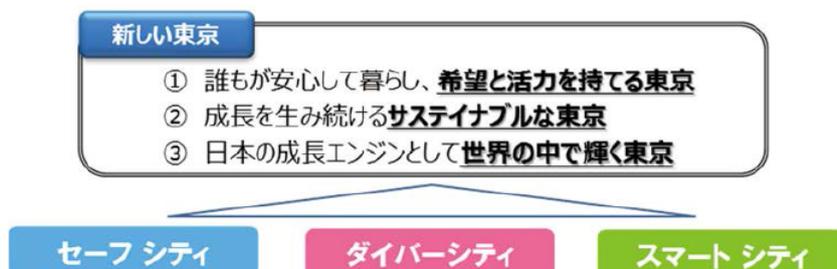


図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示し、その後「東京2020アクション&レガシープラン2017（2017年7月策定）」として改訂した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	ICTの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、組織委員会は、東京2020大会における持続可能性への配慮を最大化し、持続可能な開発に貢献するため、「持続可能性に配慮した運営計画」を策定している。

2017年1月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第一版」を策定し、持続可能性の概念の重要性や東京2020大会ビジョンとの関係性、また、東京2020大会が目指すべき方向性や計画の位置づけについて記載し、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する5つの主要テーマ「気候変動」、「資源管理」、「大気・水・緑・生物多様性等」、「人権・労働、公正な事業慣行等への配慮」及び

「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」を示した。

2018年6月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義としてSDGsへの貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は表3.2-3に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックは世界規模の影響 ・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責任を果たすことで貢献 ・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」
持続可能性の主要テーマ	持続可能性の5つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に取り組むことから、SDGsの目標等の全体に幅広く関連
関係組織	組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の下に実施
運営計画の適用範囲	主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲についても考慮
持続可能な発展の統治原則	持続可能性における基本的な価値観である4つの統治原則（持続可能性への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性）を尊重
マネジメントの仕組み、ツール	取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするための国際規格であるISO20121の導入や「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用等を推進

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容

4.1 目的

本施設は、組織委員会が東京2020大会時のオリンピックのトライアスロン及び水泳（マラソンスイミング）、パラリンピックのトライアスロンの会場として必要な仮設施設の整備を行うものである。

4.2 内容

4.2.1 位置

評価書の対象となる本事業を実施する範囲（以下「計画地」という。）は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり東京都港区台場一丁目のお台場海浜公園に位置する。お台場海浜公園の開園面積は陸域約75,400m²、水域約435,400m²であり、計画地の範囲は陸域となる磯浜及びおだいばビーチを含む概ねの範囲である。

計画地は、昭和50年12月1日に開園した東京都の海上公園であるお台場海浜公園に位置しており、計画地の南西側には、オリンピックのパレーボール（ビーチパレーボール）の会場となる潮風公園が隣接している。

4.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である臨海副都心に位置している。臨海副都心は、「臨海副都心まちづくりガイドラインー2016改定ー」（平成28年7月 東京都）において、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、台場地区は、お台場海浜公園の優れた自然環境を生かした、ウォーターフロントに面する住宅市街地、海岸に面した生活利便施設等、広域商業機能や居住機能及びリゾート型の宿泊機能を配置し、お台場海浜公園と一体的なうらおいのある複合市街地を形成していくとしている。

平成31年4月1日現在の港区の人口は約26万人であり、世帯数は約15万世帯である。¹

昼間人口は約94万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っているが、東京都港区台場一丁目においては昼間人口と夜間人口はほぼ同等となっている。²

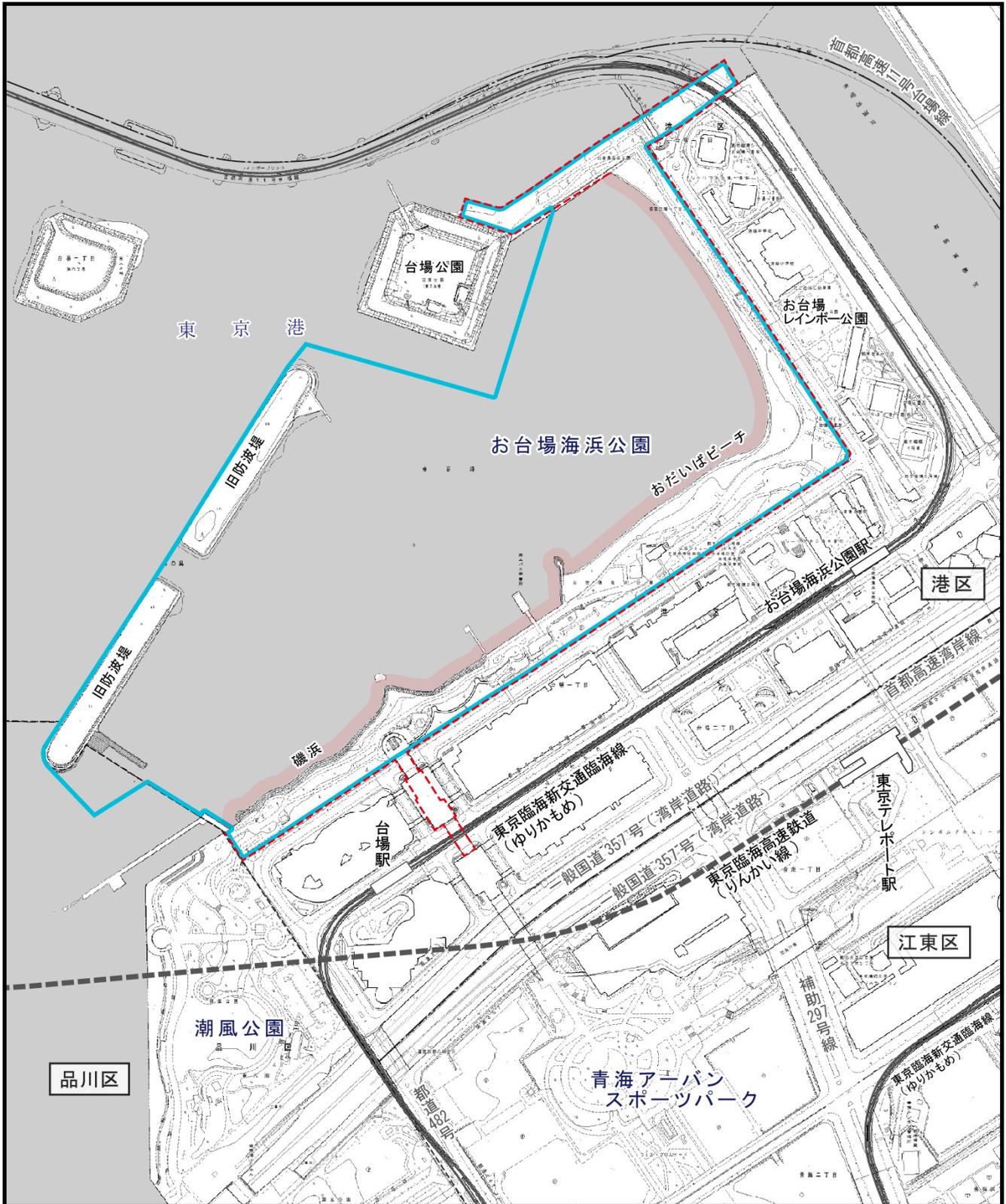
また、産業別事業所数及び従業者数でみると、港区では宿泊業、飲食サービス業の事業所が約6千事業所、従業者数が約8万人と最も多く、東京都港区台場一丁目においては宿泊業、飲食サービスの事業所が71事業所、従業者数が約2千人となっている。³

¹出典：「港区の人口・世帯（住民基本台帳に基づく）」（令和元年5月16日参照 港区ホームページ）
<http://www.city.minato.tokyo.jp/toukeichousa/kuse/toke/jinko/jinko/2019.html>

²出典：「港区の人口・世帯（住民基本台帳に基づく）」（令和元年5月16日参照 港区ホームページ）
<https://www.city.minato.tokyo.jp/toukeichousa/kuse/toke/jinko/kokusechosa/shibaura.html>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（令和元年5月16日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 東京都立お台場海浜公園 区域
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)



Scale 1:8,000

0 80 160 320m

図 4.2-1 計画地位置図

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



(c)NTT空間情報株式会社 (2018年4月撮影)

凡例

- 計画地
- 東京都立お台場海浜公園 区域
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)



Scale 1:8,000

0 80 160 320m

写真 4.2-1 計画地周辺の航空写真

4.2.3 事業の基本計画

大会時の配置計画のイメージ図は、図 4.2-2 に示すとおりである。計画地前面の水域に水泳（マラソンスイミング）及びトライアスロンの水泳の競技エリアを配置する。トライアスロンのバイク及びランのコースは、図 4.2-3(1)～(3)に示すとおり、計画地内のほか、計画地外の周辺道路に設定する。計画地の中央に仮設観客席（最大で高さ約 6.9m）を整備するほか、仮設観客席の北東側に立見エリアを配置する。また、大会の運営のため、観客、アスリートやメディア関係等の施設として、敷地内のオープンスペースにプレハブやテント等の仮設施設を配置する計画である。

主な仮設施設である仮設観客席¹の断面図は、図 4.2-4 に示すとおりである。仮設観客席の設置予定座席数は、約 3,000 席である。

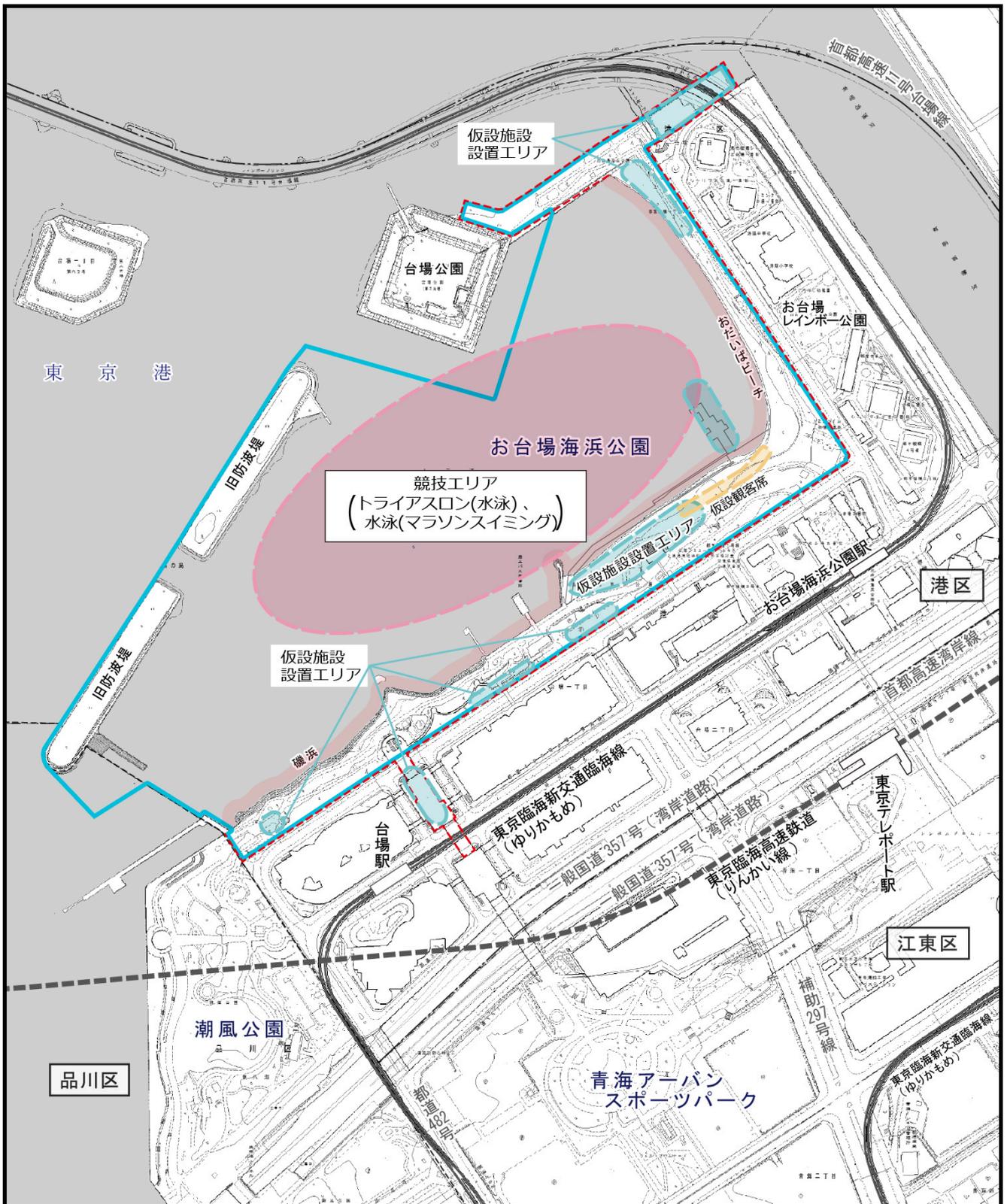
仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画である。

また、水泳（マラソンスイミング）及びトライアスロンの水泳の実施に当たっては、アスリートが安全に、かつ安心して競技に臨めるよう水中スクリーンを設置する計画である。水中スクリーンは、大会前後の短期間にかけて、旧防波堤の外湾と内湾の境界となる海域に外湾と内湾の海水交換が可能な開閉式の汚濁防止膜を設置する計画である。

なお、評価書は仮設施設等の設置及び撤去工事による影響を評価したものであり、開催中のアスリートへの影響については競技のアセスメントとして別途実施している。

¹ 仮設観客席については、建築基準法第85条第5項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限って行われる。

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



凡例

- 計画地
- 東京都立お台場海浜公園 区域
- 区界
- 東京臨海新交通
臨海線 (ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)

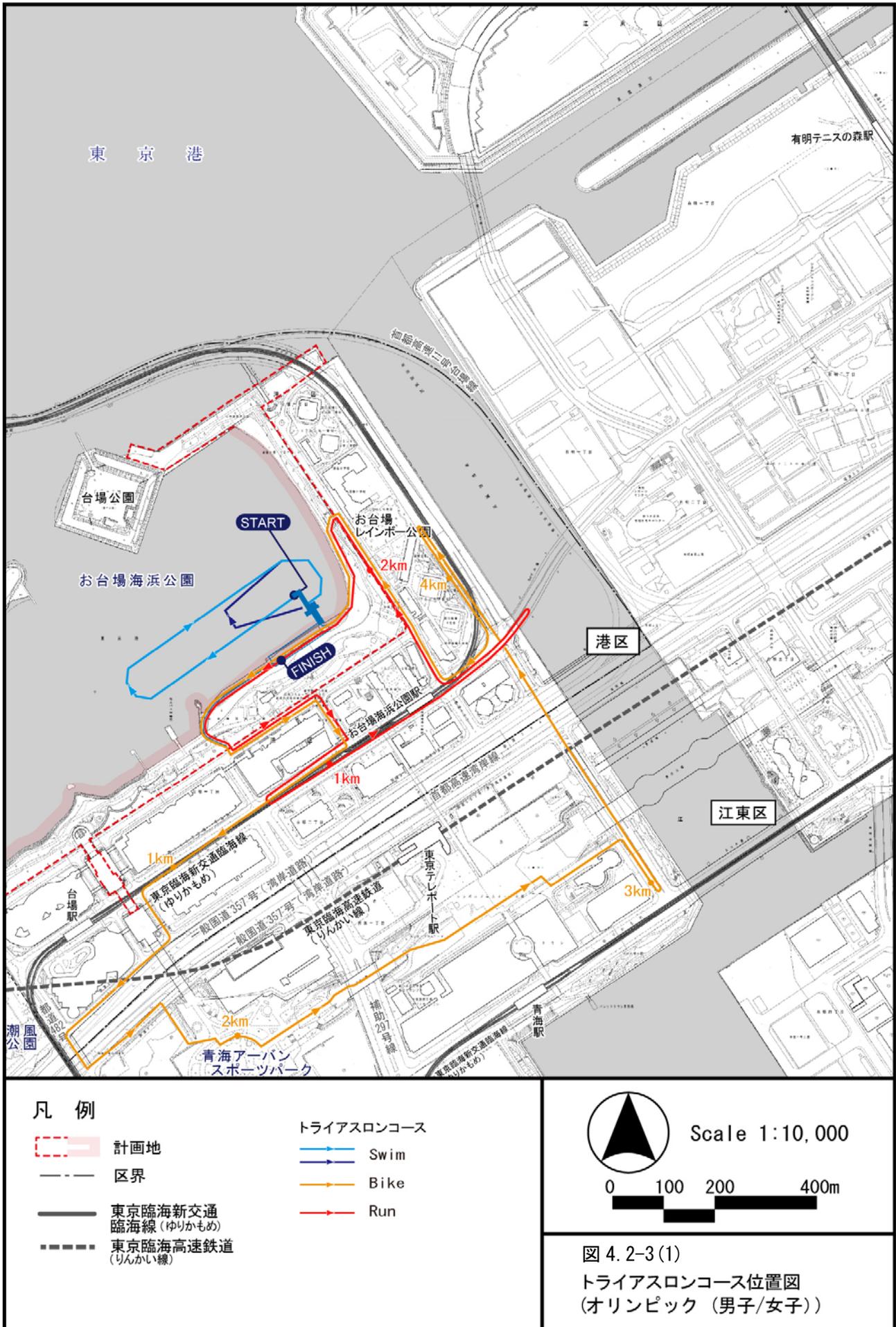


Scale 1:8,000

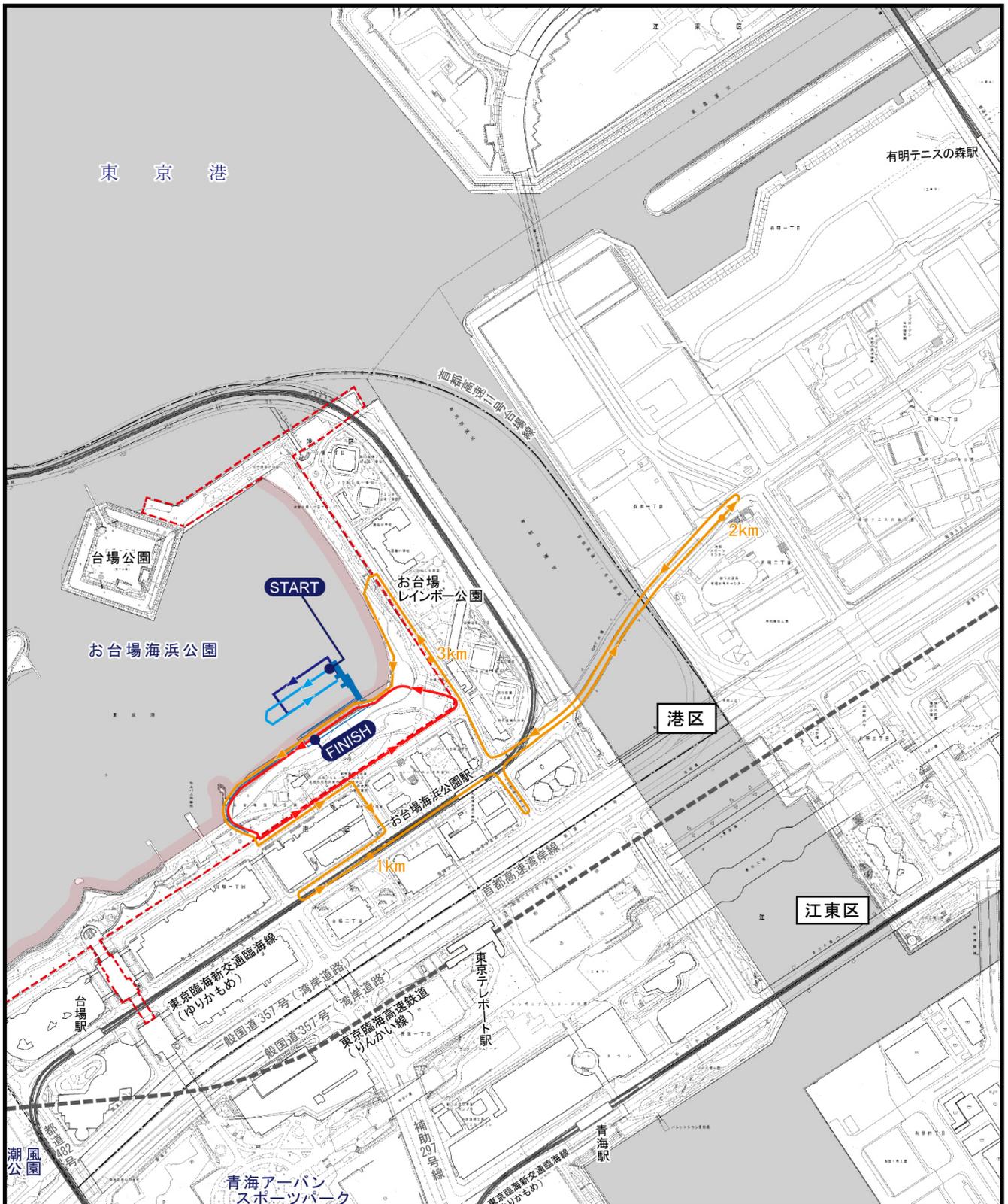


図 4.2-2 配置計画図

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



凡例

- 計画地
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)
- トライアスロンコース Swim
- Bike
- Run

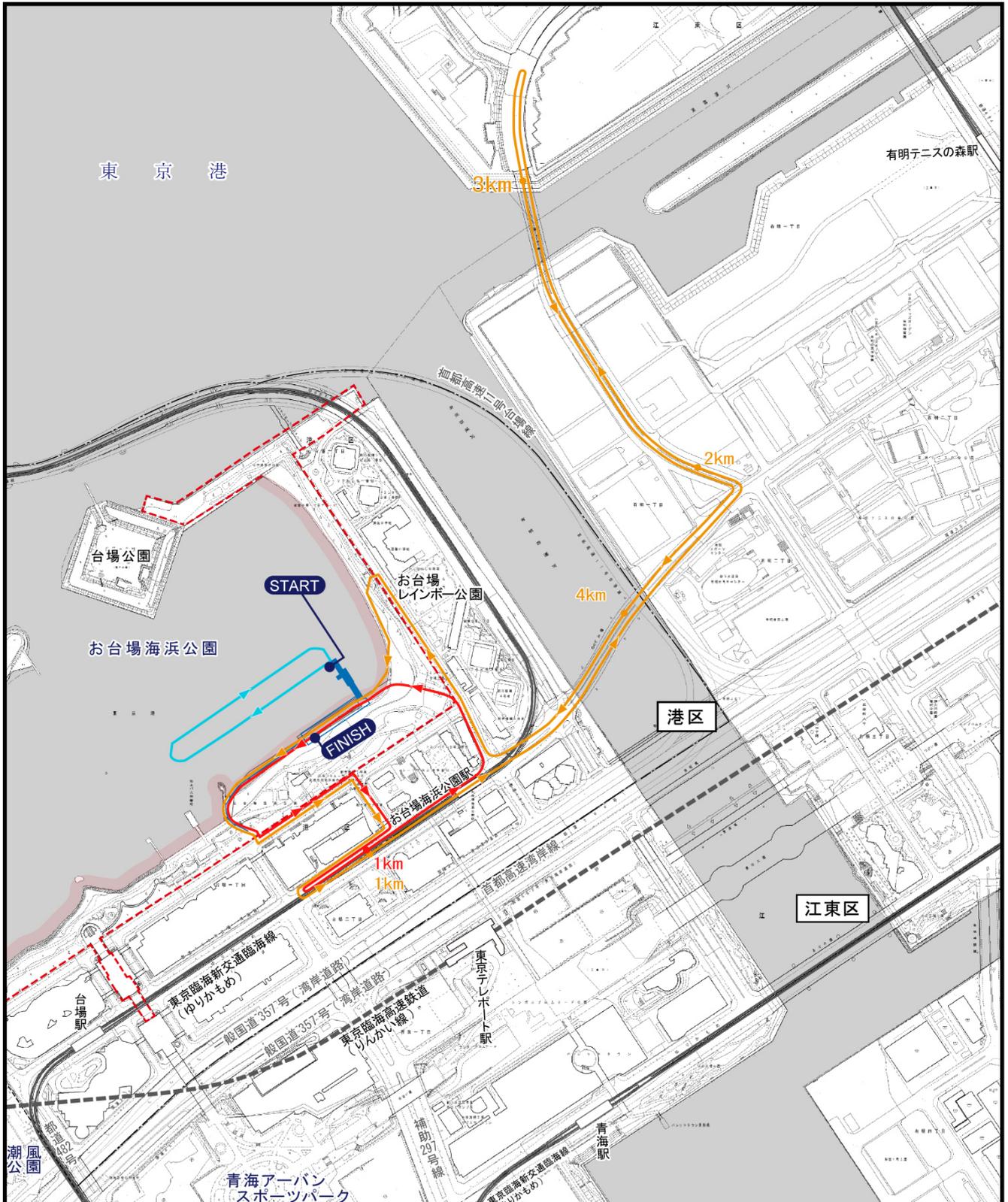


Scale 1:10,000

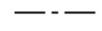
0 100 200 400m

図 4.2-3(2)
トライアスロンコース位置図
(オリンピック (混合リレー))

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



凡例

- | | | | |
|---|------------------------|---|------------|
|  | 計画地 |  | トライアスロンコース |
|  | 区界 |  | Swim |
|  | 東京臨海新交通
臨海線 (ゆりかもめ) |  | Bike |
|  | 東京臨海高速鉄道
(りんかい線) | | Run |



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 4.2-3 (3)
トライアスロンコース位置図
(パラリンピック (男子/女子))

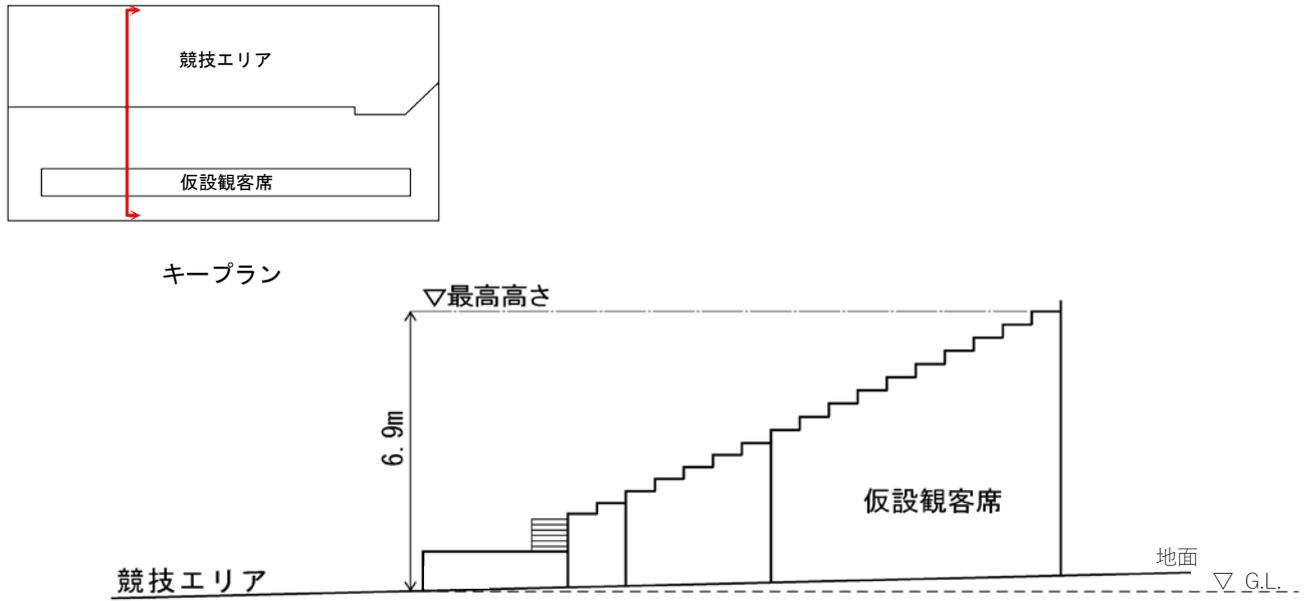


図 4.2-4 断面図

4.2.4 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、現時点での予定であり、今後、変更がありうる。

(1) 工事工程

工事工程は、表 4.2-1 に示すとおりである。東京 2020 大会前の仮設施設整備については、2019 年 11 月から 2020 年 7 月までを見込み、段階的に公園内を閉鎖する計画である。また、東京 2020 大会後の仮設施設の解体復旧工事は、大会後速やかに行い、復旧したエリアから順次公園を開放する計画である。

表 4.2-1 工事工程（予定）

工種/工事月	6			12			18		
仮設設備工事									
解体復旧工事								(未定)	

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 仮設工事

仮設施設として、観客席、プレハブ、テント、ユニットハウス及びセキュリティフェンスの設置等を行う。

トライアスロンのバイク及びランのコースは、計画地外の周辺道路にも設定するが、計画地外の競技エリア工事（一部フェンスの撤去等の軽微なものを除く）は実施しない。大会前に設置し、大会後に撤去する水中スクリーンは、水上にフロートを浮かせて海中にスクリーンを張る仕組みとなっており、設置及び撤去時に水の濁りが生じるような工種は実施しない。また、水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。

2) 解体復旧工事

仮設施設を撤去し、計画地内の原状回復を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-5 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）、首都高速 11 号台場線を利用する計画とし、周辺の教育施設から離隔を確保した既存の車両出入口で出入場する計画である。

工事用車両台数は、ピーク日において大型車 10 台/日程度、小型車 40 台/日程度、合計 50 台/日程度を予定している。

また、工事用車両の走行に当たっては、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4. 2-2 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械（第2次基準値以上）及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画である。

表4. 2-2 主な建設機械（予定）

工 種	主な建設機械
仮設工事	ラフタークレーン、バックホウ
解体復旧工事	ラフタークレーン、バックホウ

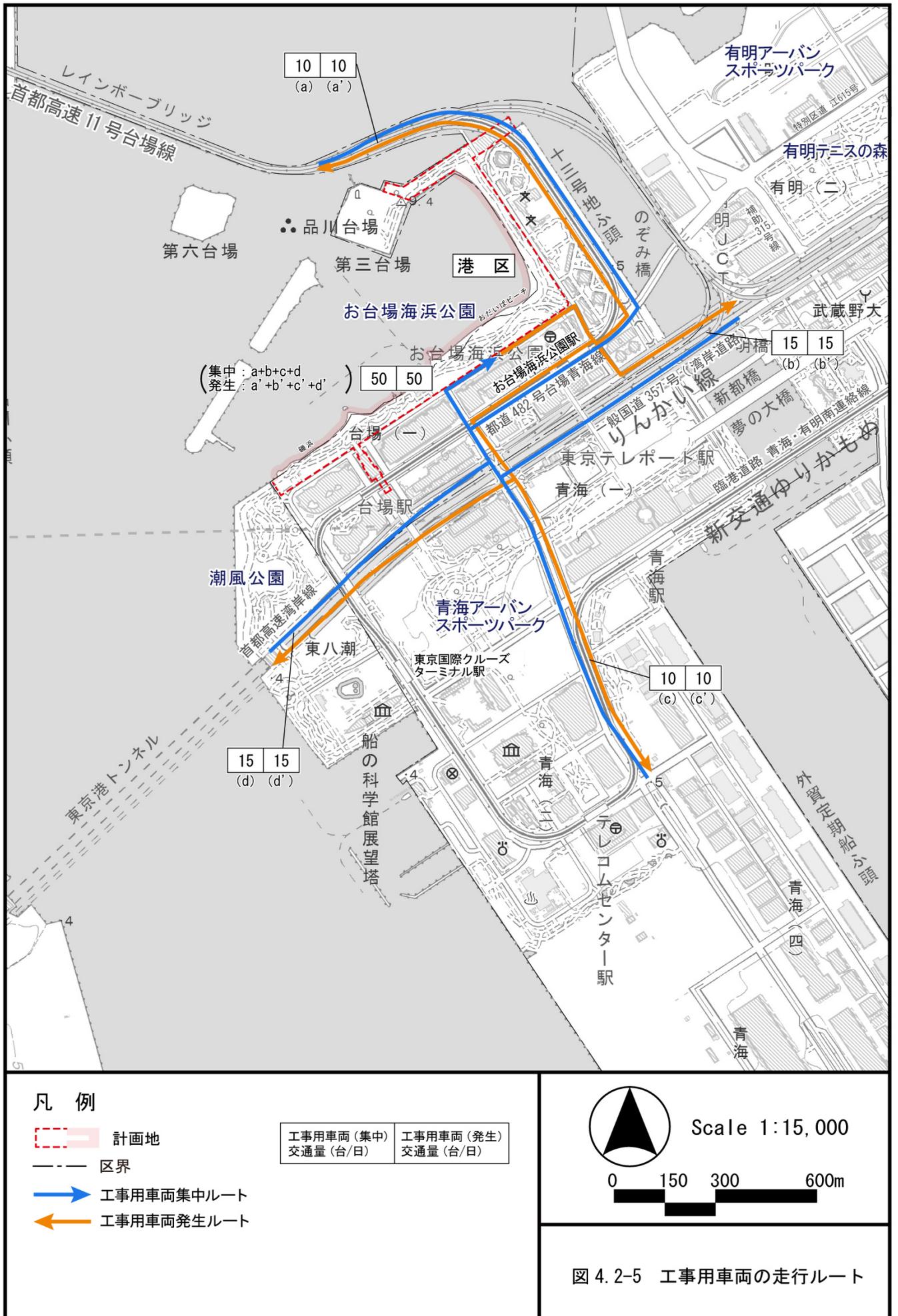
注) 建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

(5) 工事中の廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な建設廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。

なお、仮設施設の資材等は極力リースで調達するほか、大会後の仮設施設の解体復旧工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画である。

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容



4.2.5 環境保全に関する計画等への配慮の内容

(1) 環境保全に関する計画

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「港区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表4.2-3 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界一の環境先進都市・東京」の実現 ◆スマートエネルギー都市の実現 ◆3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ◆快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ◆環境施策の横断的・総合的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画である。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 ・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場（第三台場）周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。 ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。
港区環境基本計画 (平成30年2月)	<p>本計画では、めざす環境像として、以下の6つを示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現 ・協働による循環型社会の形成 ・健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全 ・快適で魅力ある都市環境の形成 ・自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出 ・環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画である。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 ・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場（第三台場）周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。 ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。

(2) 持続可能性に配慮した運営計画

組織委員会は、東京 2020 大会における持続可能性への配慮を最大化し、大会開催が持続可能な開発に貢献するため、持続可能性に配慮した運営計画を策定した。

持続可能性に配慮した運営計画での取組事項は、表 4.2-4 に示すとおりである。

表4.2-4 持続可能性に配慮した運営計画での取組事項

計画等の名称	計画等の概要	本事業で取り組む事項
持続可能性に配慮した運営計画第二版 (平成30年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020大会の持続可能性コンセプト Be better, together より良い未来へ、ともに進もう。 ◆気候変動 ◆資源循環 ◆大気・水・緑・生物多様性等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画である。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 ・品川台場は計画地外で改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場（第三台場）周辺で工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。 ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。

4.3 お台場海浜公園の計画の策定に至った経過

お台場海浜公園は、立候補ファイルにおいて、オリンピックのトライアスロン、水泳（マラソンスイミング）、パラリンピックのトライアスロン及び自転車競技（ロード・レース）のための仮設による会場として計画された。

このうち、パラリンピックの自転車競技については、平成30年3月7日のIPC理事会において、競技会場を富士スピードウェイとすることが承認された。

4. お台場海浜公園の計画の目的及び内容

5. フォローアップ計画

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（お台場海浜公園）」（令和元年 11 月 東京都）では、東京 2020 大会の開催前、開催後を対象に環境影響評価を実施している。一方、東京 2020 大会の開催中における大会の運営等については、全体計画及び競技のアセスメントとして、別途実施している。

そのため、本フォローアップ計画書では、東京 2020 大会の開催前、開催後を対象としたフォローアップ計画をとりまとめることとし、東京 2020 大会の開催中の環境影響評価及びフォローアップ計画は、別途実施する予定とする。

東京 2020 大会の開催前及び開催後のフォローアップ計画は、以下のとおりである。

5.1 自然との触れ合い活動の場

(1) 東京 2020 大会の大会開催前及び開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前及び開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置計画 ・工事用車両の走行の状況 ・建設機械の稼働状況
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。 ・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、事前に公園利用者に対して公園内の利用制限が生じる工事内容を看板の設置等により周知するほか、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。 ・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としている。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。 ・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。 ・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。 ・大会後に実施する原状復旧（復植）の実施状況について、フォローアップで確認する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.1-2 に示すとおりである。

表 5.1-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前及び開催後)

調査事項	自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	
調査時点	工事の施行中とする。	
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.2 史跡・文化財

(1) 東京 2020 大会の大会開催前及び開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前及び開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度
予測条件の状況	・工事の実施状況
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・品川台場は改変しないことから、仮設施設の整備による現状変更は行わない。 ・品川台場（第三台場）周辺で仮設施設の設置及び解体復旧工事を実施する際には、慎重な施工、振動の低減に努める計画とする。 ・水中スクリーンの設置及び撤去に当たっては、関係機関との協議の上、品川台場（第三台場）の現状を変更することなく、かつその保存に影響を及ぼさない工法を計画している。 ・工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法に基づき、適正に対処する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前及び開催後)

	調査事項	文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度
	調査時点	工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.3 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況

その他の項目に対してのミティゲーションについて以下に記載する。

(1) 土壌

本計画は、仮施設の設置工事を行うものであり、有害物質は使用しない。会場整備に当たり、一部の土地の改変を行うが、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はない。

なお、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 117 条に基づく土地利用の履歴等調査届出書を提出、土壌汚染対策法第 4 条に基づく土地の形質の変更届出書を提出する予定であり、土壌汚染のおそれはないと考えられるが、今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。

5.4 フォローアップ報告書の提出時期

フォローアップ報告書の提出時期及び内容は、表 5.4-1 に示すとおりである。

6. フォローアップの実施者

[実施者]

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

7. その他

7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

お台場海浜公園実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 お台場海浜公園実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	令和元年 9 月 6 日
意見を募集した日	令和元年 9 月 6 日～令和元年 10 月 5 日
都民等の意見	0 件
評価書案審査意見書が送付された日	令和元年 10 月 29 日
環境影響評価書が公表された日	令和元年 11 月 14 日
フォローアップ計画書が公表された日	令和元年 11 月 15 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

7.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

[作成者]

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

[受託者]

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区九段北一丁目14番6号

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第148号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

令和元年 11 月発行

登録番号 (30) 176

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会

フォローアップ計画書

(お台場海浜公園)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会施設部調整課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

